

令和6年 第2回定例会

総務厚生常任委員会会議録

長 与 町 議 会

令和6年第2回長与町議会定例会総務厚生常任委員会会議録（第1日目）

本日の会議 令和6年6月10日  
招集場所 長与町議会第1委員会室

出席委員

委員長	金子 恵	副委員長	堤 理 志
委員	下町 純子	委員	藤田 明美
委員	岡田 義晴	委員	八木 亮三
委員	西田 健	委員	西岡 克之

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長	荒木 秀一	主 査	村田 潤哉
--------	-------	-----	-------

説明のため出席した者

総務部長 青田 浩二

(総務課)

課 長	荒木 隆	課長補佐	石川 俊介
-----	------	------	-------

課長補佐	金子 寛之	主 査	森川 大輔
------	-------	-----	-------

主 査	村山 慶太	主 査	市川 雄也
-----	-------	-----	-------

(契約管財課)

課 長	永野 英明	係 長	山本 洋佑
-----	-------	-----	-------

(情報政策課)

課 長	木須 紀彦	係 長	関口 直人
-----	-------	-----	-------

係 長	廣橋 慶三	主 査	塩見 大吾
-----	-------	-----	-------

(地域安全課)

課 長	山口 聡一朗	課長補佐	田中 廣幸
-----	--------	------	-------

課長補佐	荒木 啓二	係 長	入口 健太郎
------	-------	-----	--------

企画財政部長 村田 ゆかり

(政策企画課)

課 長	中村 元則	課長補佐	木戸 武志
-----	-------	------	-------

課長補佐	松田 祐貴	係 長	山口 和樹
------	-------	-----	-------

(財政課)

課 長	北野 靖之	課長補佐	入江 彩子
-----	-------	------	-------

住民福祉部長	宮崎 伸之	住民福祉部理事	細田 愛二
--------	-------	---------	-------

(こども政策課)

課 長	村田 佳美	課長補佐	藤吉 有見
-----	-------	------	-------

係 長 山 口 陽 子  
(住民環境課)

課 長 補 佐 木 須 美 樹  
(福祉課)

課 長 川 内 佳 代 子  
課 長 補 佐 山 本 公 司  
主任社会福祉士 本 多 啓 子

健康保険部長 山 本 昭 彦  
(健康保険課)

課 長 森 本 陽 子  
課 長 補 佐 志 田 純 子  
係 長 一 瀬 奈 々

議会議務局長 荒 木 秀 一  
(議会議務局・監査事務局)

議事課長兼監査事務局長  
福 本 美 也 子  
係 長 永 間 崇 義

係 長 尾 田 光 洋

係 長 松 本 雄 輔

課 長 補 佐 和 田 久 美 子  
係 長 後 藤 理 子

課 長 補 佐 木 澤 奈 津 代  
係 長 相 川 沙 織

係 長 江 口 美 和 子

本日の委員会に付した案件

議案第38号 令和6年度長与町一般会計補正予算(第2号)

開会 9時28分

閉会 12時07分

**○委員長（金子恵委員）**

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の総務厚生常任委員会を開会いたします。

令和6年第2回定例会におきまして、本常任委員会に分割付託を受けました議案第38号令和6年度長与町一般会計補正予算（第2号）の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。まず財政課の方からよろしいですか。

北野課長。

**○財政課長（北野靖之君）**

皆さんおはようございます。それでは財政課所管分につきまして説明をいたします。説明書の8、9ページをお願いします。中段からちょっと下、18款2項1目の財政調整基金繰入金でございます。今回の補正予算に係る財源の調整としまして、1億8,681万6,000円を計上しております。以上が財政課所管分でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○委員長（金子恵委員）**

引き続き、政策企画課。

中村課長。

**○政策企画課長（中村元則君）**

皆さま改めましておはようございます。それでは政策企画課分につきましてご説明申し上げます。まず、予算に関する説明書の6、7ページをお願いいたします。歳入、ページの中ほどの14款2項1目総務費国庫補助金3節地域活性化補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は3,100万円の増額で、各課が本補正予算に計上している各種支援事業に充当しているものでございます。充当事業につきましては、先ほどお配りいたしました参考資料の方をご参照願います。続きまして、8、9ページをお願いいたします。15款2項2目民生費県補助金2節児童福祉費補助金の地域少子化対策重点推進交付金の540万円は、歳出の2款1項8目で予算計上しております結婚新生活支援事業に充当するものでございます。事業の内容につきましては、歳出の方でご説明申し上げます。同じページの一番下の予算科目20款5項3目雑入1節雑入の上から1行目、過年度地方創生移住支援事業補助金返還金60万円は、東京圏からの移住者を対象とした移住支援金の過年度分の返還金となります。令和4年2月に支援金の給付を受けた方がご本人の都合により支援金の返還要件である支援金の申請から3年未満での町外転出に該当することとなったため、返還金の受け入れを行ったものでございます。

続きまして、歳出に移ります。予算に関する説明書の14、15ページをお願いいたします。2款1項8目企画費18節負担金、補助及び交付金の結婚新生活支援補助金810万円が政策企画課所管分となります。本町におきましては、若い世代を中心とした大幅な転出超過に加え、出生数も減少している状況でございます。婚姻届を提出した夫

婦が長与町で新生活を始めるために必要な費用を支援し、経済的不安を少しでも解消し結婚できる環境を整え、出生数の改善を図るため国の制度を活用して事業を実施するものでございます。事業概要といたしましては、補助対象の費用が婚姻に伴う住宅購入費、住宅リフォーム費、住宅賃借費用、こちらが賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料などです。それから引っ越し費用となります。補助金額は一律10万円。補助世帯は、事業スタート予定の令和6年7月1日から令和7年3月31日までに婚姻届を提出した夫婦であって、次の要件に該当するものでございます。まず1つ目が世帯の所得が500万円未満かつ夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下である世帯、2点目が1年以上定住する意思がある世帯となります。申請期間は令和6年7月1日から令和7年3月31日まで。対象世帯を81世帯と見込みまして、81世帯掛ける10万円の810万円を予算をお願いしているところでございます。続きまして、次の長与町子育て世帯移住支援補助金70万円は、県外から本町へ移住した中学生以下の子どもがいる子育て世帯に対して、県内企業へ就職するなど一定の要件を満たした場合に1世帯当たり35万円を支援するもので、支援金の申請増加に伴い2件分の予算の増額をお願いするものでございます。続きまして、同じページの2款1項8目22節償還金、利子及び割引料の過年度地方創生移住支援事業補助金返還金45万円は、歳入でご説明いたしました東京圏からの移住者を対象とした移住支援金の返還金について、本支援金は国と県の補助を受けて実施していることから返還金60万円のうち補助金相当分の45万円を国、県へ返還するため、予算計上を行ったものでございます。以上、政策企画課分となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○委員長（金子恵委員）**

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。まず歳入の方から6、7ページ、ここから始めたいと思います。真ん中辺りの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、ここからですね。質疑はありませんか。戻っても構いませんので進めていきます。次に8、9ページ。ここは3カ所ですね。よろしいですか、財政課分も入ってます。では最後に歳入歳出聞きますので、歳出の方に移ります。これが14、15ページ、2款1項8目ですね。質疑はありませんか。

岡田委員。

**○委員（岡田義晴委員）**

2款1項8目の結婚新生活支援補助金ならびに長与町子育て世帯移住支援補助金に関してですが、同じような他市町との比較ということで、恐らくどこもそういう町外からの方を受け入れる、そういうふうな手だてをされてると思いますが、そういう近隣の他市町との比較がもし分かれば教えてください。

**○委員長（金子恵委員）**

木戸課長補佐。

**○課長補佐（木戸武志君）**

結婚新生活支援事業についてお答えいたします。令和5年4月1日現在、県内の導入自治体は9市3町が導入しております。補助金額でございますが、国の制度に準じ39歳以下は30万円、29歳以下は60万円となっております。

**○委員長（金子恵委員）**

中村課長。

**○政策企画課長（中村元則君）**

国の制度自体は39歳以下が30万円、29歳以下が60万円ということで、若い方に手厚い補助となっております。こちらが少子化対策として国の制度を活用するため、年齢制限があるものでございます。本町におきましては、こちらの金額で事業構築をしたんですけれども、なかなか総事業費が大きくなりますので、今年度につきましては一律10万円でなるべく多くの世帯の方に支給するというので事業の構築をしております。

**○委員長（金子恵委員）**

山口係長。

**○係長（山口和樹君）**

次の子育て世帯の移住支援金というところになります。すみません、県内でさまざまな移住支援金の事業をやっております、ちょっと同じような制度について明確な数というのは把握してないんですけれども、本町の制度自体は長崎市と歩調を合わせて県外からの子育て世代の移住への支援ということで実施しております。

**○委員長（金子恵委員）**

他にありませんか。

八木委員。

**○委員（八木亮三委員）**

ここの同じところですね、結婚新生活支援補助金、一応先ほどご説明はいただきましたけどちょっと聞き逃したところもあるかもしれないので確認をしたいんですが、この要件として、結婚をした先ほどの39歳以下の夫婦に支給するとありますが、用途ですよ、補助金を何に使えるか。国の制度のホームページで見ると、いわゆる住居に係る引っ越しだったり、賃貸の取得費用ですかね、リフォームもありますけれども、ちょっとその辺を用途がどう限定されているか、まず伺います。

**○委員長（金子恵委員）**

木戸課長補佐。

**○課長補佐（木戸武志君）**

用途でございますが、町内に自己の居住するための住宅購入費、住宅リフォーム費、住宅賃借費、住宅賃借費は先ほどもご説明いたしました、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料、および引っ越し業者などに支払う引っ越し費用となります。

**○委員長（金子恵委員）**

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

これは本町で婚姻届を受理した人に対して支給すると考えてよろしいのでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

木戸課長補佐。

○課長補佐（木戸武志君）

婚姻届は他市町でも受理することはできます。婚姻をきっかけに本町に定住する新婚世帯に支給するものでございます。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

そうすると、結婚をきっかけに定住するっていうことは、町内にもう既に定住している人が、特に引っ越しとか行わない場合は当然使えないっていうことですかね。用途が先ほどそのとおりに決まってるんでそれが発生しない人には関係ないということになるのでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

木戸課長補佐。

○課長補佐（木戸武志君）

本町に定住されている方が結婚した場合なんですけども、もし賃貸住宅に居住された場合は家賃に対して補助することができます。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

ちょっと今の確認なんですけど、ということは今既に2人でもう賃貸の住宅に住んでる人も結婚を機に10万円分は補助してもらえるとということですかね。

○委員長（金子恵委員）

木戸課長補佐。

○課長補佐（木戸武志君）

はい、婚姻後発生します住宅賃借費用につきまして補助いたします。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

今のところ分かりました。先ほどのご説明、金額についてありましたけど、もう一度確認ですが、国の制度だと39歳以下の世帯は30万円で、29歳以下だったら60万円っていうふうにあって、この10万円というところかなり本来の国の制度より少ないと思うんですね。それを81世帯という世帯数にして金額を減らしたっていうのは、例え

ばですけれども、20万円にして40世帯でもいいわけですよ。ちょっとこの考え方をもう一度、この金額と件数を出した考え方をもう一度お願いします。

○委員長（金子恵委員）

木戸課長補佐。

○課長補佐（木戸武志君）

補助金の10万円についてでございますが、国の制度に準じ補助金を支給した場合、財政的負担が大きくなるっていうところももちろんなんですけれども、補助対象世帯を40世帯もしくは20世帯10世帯に限定した場合、こちらが結婚をするたびに少しでも応援したいといった制度で設計しておりますので、なかなか上限世帯を区切るのはいかなものかということが今回考えたところなんです。なので、対象となるであろう80世帯全ての方に支給して、できるだけ全ての方に支給して本町に住んでもらいたいということで10万円としております。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

先ほどもう既に町内在住の方も対象になるということでしたけど、もちろんよそから転入してくる人のきっかけにもしてもらえるとということですが、そうなるとさっき別の首都圏からの移住の支援金が返還になったという、ありましたけれども、同じように例えば転居してきたっていうのでこの補助金を出しても、例えばすぐ転居した場合には返してもらおうとかその返還の要件というのがあるんでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

木戸課長補佐。

○課長補佐（木戸武志君）

本町に1年以上定住する意思を有する世帯に支給することとしております。従いまして、1年未満で転出された場合は返還を要求いたします。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

分かりました。もう1点、先ほどの提案理由の説明でも当然少子化対策の交付金も使ってますし、文字どおり少子化対策なんだろうなと思うんですが、自治体によってはいわゆるパートナーシップ制度を使ってる同性のカップルでも、そういうパートナーシップ制度を取っているところのうち一部の自治体ではこの事業で夫婦と同様として支給しているという自治体もあると聞いてるんですが、本町ではそういったことに関して対象にするかとか一定協議などはあったんでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

木戸課長補佐。

○課長補佐（木戸武志君）

今回の補助金は国の少子化対策重点推進交付金を活用している関係で、補助対象世帯はどうしても男性と女性が結婚した場合を対象とさせていただきます。従いまして、初めて導入する制度でございますので、まずは国の制度を活用した事業設計を行ったところです。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。  
岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

すみません、ちょっと聞きそびれて、年収500万円というふうなありましたけど、町内に定住していただくには意外と年収高い人の方が町外に出ない傾向があるんじゃないかなということでは、年収の撤廃とかあんまり考えなく一律という方が定住、私の考えだとですね、年収が低い人っていうのは意外と職を探すため、有利な所に行くから町外に出る傾向が多いんじゃないかなということで、年収500万円というのはどうか。撤廃するお考えはありますか。

○委員長（金子恵委員）

木戸課長補佐。

○課長補佐（木戸武志君）

今回の制度でございますが、国の少子化対策重点推進交付金を活用しておりますので、そちらの制度が世帯年収500万円未満ということになっております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。  
堤委員。

○委員（堤理志委員）

8、9ページに戻っていただいておりますね、先ほどの過年度地方創生移住支援事業補助金返還金のところなんですけど、ちょっと私の方のメモでは3年で町外転出のためっていうちょっとメモをしたんですけど、同僚委員の先ほどの質疑の中で1年以上定住する意思がある方ということだったので、ちょっと私の聞き間違いなのか、ちょっとこの辺りを整理させていただきたいのが。

○委員長（金子恵委員）

山口係長。

○係長（山口和樹君）

先ほどの結婚新生活とはまた別にですね、こちらの子育て世帯移住支援金をまたこちらで要綱を作成しております、その中で3年未満に転出した、こちら子育てではないですね、首都圏からの移住支援金については返還要件ということで3年未満ということを決めておりますので、別の制度っていうところでご理解いただければと思います。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

分かりました。それで、3年未満で転出したということで要件から外れる場合は返還しなければならないという規定になっているんだと解釈するんですが、その場合に、本人の意思としてはなるべく長与町にいたくても例えば勤務先からの出張命令なり出向なりで本人の意に反して町外に転出しなければならない場合はどうなるのかですね。そういう場合でもやっぱり返還しないといけないのか、この辺りはいかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

山口係長。

○係長（山口和樹君）

ご質問のとおり状況によってはご本人の意思でなくという場合もあるかとは思いますが、すけれども、制度としましては3年未満で転出された場合には返還ということに当たるといって運用しております。

○委員長（金子恵委員）

今、14、15ページですけれども、他にありませんか。

西田委員。

○委員（西田健委員）

一点だけ。私ちょっと聞き漏らしたかもしれないんですけども、子育て世帯の移住支援補助金ですけれども、1世帯35万円という説明だったんですよね。今回2世帯ということで、これはまた対象者が来られたら随時補正を追加していくという考え方でよろしいんでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

山口係長。

○係長（山口和樹君）

予算につきましては、もちろん対象者が来られた時にはできるだけ支援をしたいという思いはあるんですけども、当然予算の限りということでございますので、毎年大体このくらいは対象者だろうということをめどを付けて予算計上をしております。今回は、だいぶ年々移住者数とか移住相談者数も増加している中で、昨年度まで6件という予算を確保していたんですけども、昨年度も8月下旬に予算上限に達しまして、それ以降支援が行えなかったということがございましたので、今年度は昨年度支援ができなくなった以降もちょっと何件かご相談ということがございましたので、おおむね2件ということで今回ちょっと増額は組ませていただいております。

○委員長（金子恵委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

分かりました。ただ、要望としては対象者の方についてはある程度は対処をしていた  
だきたいという要望で、一応終わります。

○委員長（金子恵委員）

中村課長。

○政策企画課長（中村元則君）

令和5年度より住まいの窓口事業や移住お試しツアーなど、相談者に寄り添った事業  
を展開しております。そういうきめ細やかな事業展開の効果かちょっと分からないと  
ころもあるんですけども、令和5年度が前年度比移住者が40人増という68名の移住  
者が実績が上がっております。その分補助世帯も増えてきたというところでございま  
す。転入1年以内の申請ができますので、今年度の状況を見ながら来年度の予算要求を  
していきたいと考えております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

すみません、この結婚新生活支援補助金について、ちょっと追加で。新しい事業でも  
あるのでちょっと詳しく聞いておきたいんですけども、国の事業自体はもう何年前  
からあってると思うんですよね。本町が今年度から始めた理由をお願いします。

○委員長（金子恵委員）

中村課長。

○政策企画課長（中村元則君）

本町の出生状況が著しく減少しております。令和4年度310名の出生のところ、  
令和5年度は231名ですね。88名出生数が減少しております。こちらについてこ  
れまで婚活事業という形で種をまく作業をしたんですけども、より即効性のある事  
業に切り替えるべきじゃないかということで、今年度よりお願いしているところでござ  
います。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

考え方、先ほどの金額とかですね、それぞれの市町であろうかと思うんですが、10  
万円というのはちょっと、私あんまり、じゃああの町に引っ越そうっていうか、利用し  
ようかなってなる金額かちょっと微妙だったんですが。できるだけ多くの人にといい  
ことでは理解できるんですが、この81件っていうのはどういう根拠で出たのか、実際に  
その39歳以下の婚姻届を出す人が、この7月から3月末ということなんで、そのぐら  
いの期間で大体このぐらいの数になるとかそういう何か統計上の根拠があるんでしょ  
うか。

○委員長（金子恵委員）

木戸課長補佐。

○課長補佐（木戸武志君）

長崎県衛生統計年報令和3年の数値でございます。長与町の年間婚姻件数は153件、39歳以下の婚姻世帯が137件、令和5年町民税課税データより39歳以下で世帯所得500万円未満の世帯が78.7%、年間約108件の方が対象となりまして、7月開始となったということで81世帯ということで計算しております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

制度の中身は今のご説明でよく理解できました。一番大事なことと私は思います。このアナウンスはどういうふうに、どういう形で行われるのか、そこをお尋ねしたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

木戸課長補佐。

○課長補佐（木戸武志君）

まず本町の婚姻届の窓口チラシを設置することはもちろんでございますが、近隣の不動産事業者、もちろん町内の不動産事業者を中心にチラシを設置して、広報周知をしていくところでございます。

○委員長（金子恵委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

はい、分かりました。窓口にももちろん設置するのは当たり前なんですけど、窓口に来る時点ではもう住もうという意識がほぼほぼあるんですね。だからその手前の部分で、先ほど9市3町で実施をされてるっていう形だったんですけども、もう少し幅広いアナウンスをした方が同じ制度でも知ってるのと知らないのじゃ、例えば時津がしてない、長与は幅広くしてた、じゃあ長与に住もうかなっていう形になると思うんですよ。だからそこら辺をもう少し、不動産屋に言うのはたしかにいいことだなと今思ってますけども、もっと幅広くアナウンスをした方がこの制度がより認知されるんじゃないかなと思いますので、もう少しその辺をやっていただけないかなと思います。

○委員長（金子恵委員）

中村課長。

○政策企画課長（中村元則君）

ご提言ありがとうございます。若い方に響くようなSNSだったり、婚活サポートセンターですね、まず出会いのところから周知もできる可能性もありますので、ぜひそう

いうところで周知を重ねていきたいと思えます。

**○委員長（金子恵委員）**

他にありませんか。よろしいですかね。質疑なしと認めます。

これで企画財政部の質疑を終わります。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

**○委員長（金子恵委員）**

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより総務部の審査を行います。本案について提案理由の説明求めます。まず、総務課から。

荒木課長。

**○総務課長（荒木隆君）**

皆さまおはようございます。それでは一般会計補正予算（第2号）、総務課分についてご説明申し上げます。説明書の14、15ページをお開きください。歳出でございます。2款1項1目一般管理費12節委託料の看板作成委託料は、被爆遺構の説明板作成に係るものでございます。本町では被爆当時長与国民学校と高田分校に救護所が設けられましたけれども、ここに収容された被災者への炊き出しを行った窯跡が斉藤郷の当時造り酒屋であった場所にございまして、ここに説明板を設置するための経費を計上しております。以上が総務課分でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○委員長（金子恵委員）**

次に契約管財課。

永野課長。

**○契約管財課長（永野英明君）**

皆さまおはようございます。それでは契約管財課所管分についてご説明をさせていただきます。今回の補正は歳入歳出が各1件、債務負担行為が1件でございます。内容としましては、全て長与駅駅舎維持補修事業に関するものでございます。説明書の10、11ページをお開きください。一番上の段でございます。21款1項1目総務債1節総務管理事業債2,700万円の増額計上でございます。内訳としましては、長与駅駅舎の整備事業に関する起債でございます。起債充当率は90%でございます。

続きまして、歳出でございます。14、15ページをお開きください。2款1項5目財産管理費12節委託料840万円の増額計上でございます。内訳としましては、長与駅駅舎の維持補修に係る整備工事をJRへ委託しまして、令和6年度、7年度の2カ年にわたり行う予定ですが、令和6年度に実施する3,000万円を管理区分の床面積の割合で、契約管財課と土木管理課の2課で費用を案分して計上させていただいております。案分率は、契約管財課28%、土木管理課72%でございます。なお、土木管理課分の72%分、2,160万円につきましては、説明書の20、21ページの上段、土木費で

計上されております。最初に述べました10、11ページの歳入に関しましては、起債の種類が総務債での一括借入となることから、契約管財課、土木管理課の2課の分を合わせて、契約管財課で一括計上させていただいております。

続きまして予算書の方の5ページをお開きください。第2表でございます。債務負担行為に関する補正でございます。一番上の長与駅駅舎維持補修事業につきまして、令和6年度7年度の2カ年にわたる事業となるため、令和7年度分の限度額を5,000万円と定めるものでございます。

次に、図面の説明を簡単にさせていただきます。左側の図面の右手の方が2階自由通路の改修後のイメージ図になります。意匠性を持たせ、本町の特産品のみかんをイメージしたぬくもりを感じるような仕上がりになる予定でございます。こちらの部分や、あと階段、それから駅舎の内側部分は本年度行うこととしております。また、左の図面、そちらの下側の図面、こちらですね、手前が長崎市方面になりますけれども、そちら左側が中尾城公園方面、右側が長与第二中学校方面となりますけれども、ここの部分の線路の真上にあります2階部分の外壁、今マルで示しているところですね、そちらも本年度実施予定でございます。それから右側の写真の方に移りますが、今説明した以外の外壁や屋根、それからバルコニー、あと右側にちょっと見にくいですが点検デッキがありまして、そちらの方は令和7年度に改修する予定でございます。図面の説明は以上でございます。説明の方は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○委員長（金子恵委員）

続きまして、地域安全課の説明をお願いします。

山口課長。

#### ○地域安全課長（山口聡一郎君）

皆さまおはようございます。それでは地域安全課所管分につきまして説明させていただきます。初めに予算書の6ページをお開き願います。第3表地方債補正の消防施設整備事業は所管分でございます。次に説明書に沿って説明させていただきます。説明書の6、7ページをお開き願います。14款3項3目1節消防費委託金の消防団の力向上モデル事業委託金につきましては、消防庁が募集を行ってございました提案型の事業に、本町が提案を行ったチェーンソー隊の設立に関する事業が採択されたことに伴いまして計上するものでございます。こちらの事業費につきましては、全額が委託金として充当されることとなっております。次のページをお開き願います。18款2項7目1節ふるさとづくり基金繰入金につきましては、歳出の2款1項12目長与南交流センター管理費の工事設計委託料および施設整備工事費に充当予定でございます。10、11ページをお開き願います。21款1項4目1節消防施設整備事業債につきましては、9款1項4目防災対策費の防災行政無線操作卓更新業務委託料に充当予定で、充当率は75%となっております。

続きまして歳出でございますが、14、15ページをお開き願います。2款1項12

目長与南交流センター管理費が所管分となります。12節委託料の工事設計委託料および14節工事請負費の施設整備工事費につきましては、南交流センターの屋根が経年劣化により雨漏りをする恐れがあることから、公共施設の長寿命化の観点からも早期の補修を行いたいと考えております。20、21ページをお開き願います。9款1項消防費につきましては全て所管分となっております。このうち1目7節報償費の講師謝礼、10節需用費の食糧費、2目17節備品購入費の消防備品購入費のうち、165万円が歳入で説明いたしましたチェーンソー隊の設立に関する支出となっております。この165万円の内訳といたしましては、大型のチェーンソーを1台と充電器のセット、小型のチェーンソー9台、充電式ライト2台、シールド付きヘルメット10個、チェーンソー用の防護ズボン10着となっております。備品購入費の残り17万5,000円につきましては、第2分団の分団旗の購入を予定しております。次に、2目12節委託料の格納庫建設設計監理業務委託料につきましては、第9分団の消防格納庫建設工事の設計業務委託料でございます。4目12節委託料の防災行政無線操作卓更新業務委託料は、現在使用しております操作卓が更新年を迎えていることから更新作業を行うものでございます。以上が地域安全課分として補正をお願いするものでございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

**○委員長（金子恵委員）**

引き続き、情報政策課の説明をお願いします。  
木須課長。

**○情報政策課長（木須紀彦君）**

皆さまおはようございます。情報政策課所管分についてご説明申し上げます。予算に関する説明書の14、15ページをお開き願います。歳出の2款1項9目電子計算費12節委託料、情報システム改修業務委託料として124万9,000円を計上いたしております。これは、障害福祉サービス等の報酬改定に係る福祉介護職員の処遇改善等に伴う関連システムの改修業務委託料でございます。本事業は福祉課が所管いたします国費による補助事業でございまして、補助率は2分の1でございます。続きまして、17節備品購入費として25万8,000円を計上いたしております。これは議会事務局により今回予算計上させていただいておりますペーパーレス会議システムに理事者がアクセスするためのタブレット端末購入に係る経費でございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

**○委員長（金子恵委員）**

説明が終わりましたので、質疑を行います。まず、歳入の6、7ページから始めたいと思います。こちらで質疑はありませんか。新型コロナの辺りです。いいですか。次、8、9ページ、ここは南交流分が入ってます。戻っても構いませんので進めます。次の10、11ページ、町債ですね。これは1目、4目が総務部所管です。質疑はありませんか。よろしいですか。では歳入に関しては最後に全体で聞きますので、歳出に入りま

す。14、15ページ、2款1項、ここが総務部の所管です。どこでも結構です。質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

長与駅の駅舎の補修工事についてなんですけれども、管財と土木で内容によって分担されるということで、若干土木の方とも関連するかもしれませんが、この工事をするに当たってここは町道になってるんですけども、例えば工事中に住民の方の通行の妨げ、通行止めをしなければならぬようなことになることはないのかどうかですね、そこをちょっと気になるのでお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

永野課長。

○契約管財課長（永野英明君）

工事期間中でございますけれども工事は原則昼間の工事とさせていただきます、通路は片側ずつの工事をさせていただきます、交通誘導員を配置しまして駅利用者の方の安全を十分に配慮しながら行う予定としております。

○委員長（金子恵委員）

よろしいですか。他にありませんか。

下町委員。

○委員（下町純子委員）

すみません、変なこと聞くかもしれないんですけど、この完成図を見ておりましたら、ハトが駅って入ってくるんですね。それでやっぱりふん害とかあって、掃除の方がとても大変だったみたいなんですけれども、そういう対策も一緒に考えてらっしゃるのかなあと思って。

○委員長（金子恵委員）

山本係長。

○係長（山本洋佑君）

ご指摘ありがとうございます。ハトに対する被害ですね、ものすごく困ってるんですけども、改修の際にもうハトが入らないように埋めてしましまして、もうハトが侵入しない対策も一緒に併せて改修で行います。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

2款1項1目12節の看板作成委託料について、先ほどご説明いただきましたけれどももう少しちょっと詳しく伺いたいのは、これもう少し正確に場所っていうのはどこになるのかと、今このこれを看板を作る理由といたしましうか、新たにそういう被爆遺構

だと分かったのか、前から分かっていたものが何らかの理由で今回のタイミングになったのかをお願いします。

○委員長（金子恵委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木隆君）

まず場所ですけれども、斉藤郷の今現在は廣瀬酒店ですね、大きな煙突があると思いますけれども、そのちょっと奥まった所に窯跡があったということでございます。今になったということが、数年前から長与九条の会の方から要望があっておりました。それまではこうしたもののお話がなくて、実は窯自体は昭和60年ぐらいに今の原爆資料館、長崎原爆資料館の方に寄贈されてるということでしたので、跡地の方について本町では紹介をしていきたいと思っております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

同じく2款1項5目の財産管理のところ、長与駅舎の維持管理の委託については長与町内の業者とか長与町外ってその、割合ちゅうか、できるだけ町内の業者を育てるという意味ではこの辺りはどうなってますか。

○委員長（金子恵委員）

山本係長。

○係長（山本洋佑君）

軌道上ということでJRに委託をさせていただきます。軽微な修繕であったりにはJRとも協議をしながら、町内の業者の方も活用していきたいというふうに考えております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

看板作成委託料の件ですけれども、今内容が説明いただき理解をしたんですけれども、これは完成する時期のことなんですが、せっかくなので8月9日に間に合うようなことが検討できないのか。多くの方の救援に、命を救ったということもあるし、8月9日に何とか間に合わないものなのか、この辺りご見解があれば伺いたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木隆君）

スケジュールとして8月上旬、8月9日までに完成するように努力していきたいというふうに思っております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

八木委員。

**○委員（八木亮三委員）**

長与駅駅舎の維持補修委託料についてなんですが、今の同僚委員の質問とあと本会議場での同僚議員の質疑でもあったと思うんですけども、リフォームのような外壁とかじゃなくて、JRじゃなくてもできるような部分といいでしょうか工事は必ずしもJRに委託しなくていいんじゃないかというようなことが質疑であったと思うんですが、ここに貼ってある図を見てちょっと思ったのは、通路の図ですよ。これは今の駅じゃないですよ、これ何なんですか、イメージ図みたいなものですかね。ちょっとまずそこを確認します。

**○委員長（金子恵委員）**

永野課長。

**○契約管財課長（永野英明君）**

そちらおっしゃるとおり本年度完成後のイメージ図になります。

**○委員長（金子恵委員）**

八木委員。

**○委員（八木亮三委員）**

そうするとやはり線路とかにかかってくるような外壁とかはJRとかがやってしかるべきというか、そういうものかなと思うんですが、こういう駅の、もう1回作ってしまうと一定その駅の顔になるような部分っていうのは、これが、プロポーザルとかそういうふうにして幾つかある案から選ばないと、何か特定のところがこれですって出してきたのが必ずしも最善かっていうのは、ちょっと言えないんじゃないかなと思うんですよ。この図を見ても別に特段悪いとは思わないんですけど、もっといいものが出て来る可能性があると思うんですけども、そういうことは考えなかったのか、もしくはできなかったのか見解を伺います。

**○委員長（金子恵委員）**

永野課長。

**○契約管財課長（永野英明君）**

今年度実施するのが今言った自由通路の部分と、あと外側のJRの線路に架かる西側の外壁の部分は今年することになっておりまして、今回の改修というのが大規模な改修に当たりますので、一括してJRにお願いした形なんですけれども、確かにおっしゃるような内側の工事の部分についていろいろ競争性を持たせるとか、そういったこともうちでも検討はしたんですけども、やっぱりその専門員を配置したりとか、そういったことで専門員がいらっしゃる業者が少なかったりとかいうのがあって、JRにお願いしたということでございます。

**○委員長（金子恵委員）**

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

ちなみにこの今ご提示いただいたイメージっていうのは幾つかある中から選んだのか、それともこれはJRがこういうふうな感じにしますって言って出してきたものか。まあ委託はこれからなんでまだだと思うんですけど、この図はどっから出てきたものでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

永野課長。

○契約管財課長（永野英明君）

JRからご提案いただく中で、こういったミカンをイメージしたやつとかシンプルな明るめの内側の壁のやつとか幾つかパターンを頂いた中で、町もこれが温かみがあっていいんじゃないかということで、今のところこれを採用させていただいているという形でございます。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

今コミュニティホールの所にカフェが入ってますよね、福祉事業所。もちろんあれは今後永続的なものではないとは思いますが、一定特に問題がなければ多分当分はカフェを運営されると思うんですが、そのイメージとちょっと何か合わないようにも思うんですよ。その事業者さんに特段配慮をしなきゃいけないということはないと思うんですが、一応福祉事業者、カフェに、こういうふうになりますみたいな相談といたしまししょうか、何かそういうものはされたんでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

山本係長。

○係長（山本洋佑君）

ご指摘の駅コミュニティホール内のカフェなんですけども、一緒に協議っていうのはしてないんですが、情報共有をしながらこういうパース、イメージ図であったり、工期ですね、どういう時期にこういうことが入るっていうのは情報共有をして、今協議をしながら進めております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいですか。それでは、次が20、21ページ、消防費ですね。こちらで質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

消防費のチェーンソー隊というものに関して、もうちょっと詳しく伺れればと思います。これは1つのどっかの分団の中にあるのか、いろんな分団の中から何かあった時に集ま

ってつくるものなのか、ちょっとその内容とあと活動の内容ですよね、そのチェーンソー隊というのが何のために必要なのか、ちょっとお願いします。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

チェーンソー隊につきましては先ほど説明をいたしましたけれども、消防団の力向上モデル事業に応募しまして、長崎県内で長与町のみが採用された事業となっております。このメンバーといたしましては、団長、副団長で3名、プラスの各分団から2名ですね。ですので、本部分団除く各分団から2名を集めまして、計21名で活動してまいりたいと考えております。イメージとしましては、ラップ隊が長与町の方ございまして、あのような形で定期的に練習とか訓練を行いながら維持をしていきたいというふうに考えています。内容につきましては、今までもチェーンソーを用いた活動というのは各分団の方で例えば災害が起こった後に竹や樹木が倒れているといった場合に、個人の所有しているものを使って伐採とかお願いしてたケースがあるんですけれども、ぜひ消防団の皆さんで活動を共有していきたいと考えておりまして、今後とも長く続けていけるために購入させていただくものでございます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

21ページ、9款の防災対策の委託料の更新業務、その更新って何年に1回っていう。更新業務委託料ってあるでしょ。それ何年に1回。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

9款1項4目の防災対策費の委託料の件だと思いますけれども、防災行政無線を放送するための親卓って言ってパソコンみたいなものがあるんですけれども、要するにパソコンなので定期的に交換をする必要がございます。で今使ってるものが、平成29年に入れたものになりますので、ちょっとやっぱり期限としてはもう過ぎてる段階なのかなあと考えてます。おおむね5年程度でパソコンなので交換の目安が来るんですけれども、ハードディスクが2個ある中の1個が故障してる状態でありますので、早急に交換を行ってまいりたいと考えております。

○委員長（金子恵委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

そうすると、おおむね委託料というのは大体この金額で大体推移してるということで

よろしいですか。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

防災行政無線を放送するためのパソコン一式みたいなイメージで考えていただければいいのかなと思いますけれども、行政無線を鳴らすために、親卓の操作プラスの子局っていうかそこからいろんな所に無線発信をして放送を鳴らすわけですね。要は総合的な制御を行っている親卓の交換になりますので、金額的にはこれぐらいの金額が大体一定するものでございます。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

21ページの消防備品購入費でチェーンソー隊のことなんですけれども、最初の説明でこれが充電式のものだということでお伺いしたんですが、一般的に主に使われているのは、充電式というよりもエンジンのもが多いんじゃないか。私の感覚ですと、エンジン式のほうがパワーがあって効率よく切れる。ただしちょっと危険、パワーがあるもんだからある意味逆に危険性もあると思うんですよね。充電式になりますと若干パワーが落ちるんじゃないか、効果というか効率が悪くなるんじゃないかという疑念もあるんですが、この辺りはいかがか。どういう理由でこの充電式を選択されたのか。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

こちらにつきましてはメーカーの方とも相談をいたしまして、今回チェーンソー自体が全部で10台購入をするわけなんですけれども、あとライトの方も2台購入するんですけど、全ての充電器が互換性があるものになっているということと、加えましてパワーとしては特に劣ってはいないというふうに伺っておりますので、稼働性というか使いやすさっていうのを考えますと充電式の方がメリットがあるというふうに今のところ考えております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

はい、理解はいたしました。私もちょっと地域のことでこのエンジン式のチェーンソーというのは時々使うことがあるんですが、使ってみて感じるのは結構注意しないと大けがのもとになるのは間違いないなというふうに思っていて、ここで講師謝礼ということで載っておりますし、また実際消防団の方も今までも使ってるということなので、さほど心配はしてないんですけれども、その辺りの安全性の問題というのはかなり注意して

おかないと、特に斜面地で切り落とす時に間違っ足て足をちょっとぶつれたりとか、転がった材木なり竹の辺りがずり落ちて他の人にけがをさせるというようなこともちょっと注意しないといけないなというのを感じてるんですが、この辺りは十分なのかどうか。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

今回購入するものにも入っておりますけれども、チェーンソー用の防護ズボンですね、それと加えましてシールド付きヘルメット、こちらの方も安全対策として購入をいたしております。また、チェーンソーを使うメーカーによる講習会の方も予定をしておりますので、そちらの方も定期的には実施をする必要があるのかなというふうに思っています。消防団の活動につきましては自分の身は自分で守るという基本がありますので、まずはその安全を一番に考えながら活動は行ってまいりますので、その点は団長も含めまして団員の方には伝えてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

西田委員。

○議員（西田健議員）

南交流センターの関係なんですけれども、結構工事費高額なんですけれども、ちょっとどういう内容かというのをちょっとお聞きしたいんです。14、15ページなんですけど。何か経年劣化という説明はあったんですけれども。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

南交流センターの屋根の改修工事ですけれども、南交流センターの方が平成19年度に開館をいたしております。現在設置されている屋根がですね、瓦になるんですけれども、陶器の瓦の場合劣化をしにくいんですけれども、それと違ってノンアスベストのスレート瓦にちょっと近いようなものになります。年数がたってきますとアスベストが入ってない関係で軟らかくなってくるんですね。ちょっとぼろぼろと触ったら崩れていくような感じになってまして、現場の方何回か拝見しましたがけれども、早急に改修を行わなければ雨漏りの危険があるかなというふうに考えてます。今防水シートを敷いておりますので、その部分には至ってないので雨漏りの危険はありませんけれども、瓦自体の方は劣化の方が大分進んでおりますので改修を行ってまいりたいと考えてます。工法については、ちょっといろいろな方法があるんですけれども一番いい方法として、今乗ってる瓦の上にカバーを付けるカバー方法といって、金属に近いものの瓦形状のものをカバーをするという形で工事を行ってまいりたいと考えております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

八木委員。

**○委員（八木亮三委員）**

今の同じところですが、施設整備工事費2,831万7,000円というのは、これは入札を行うということでしょうか。

**○委員長（金子恵委員）**

入口係長。

**○係長（入口健太郎君）**

こちらの工事につきましては、指名競争入札で業者の方を選定していくものになります。

**○委員長（金子恵委員）**

八木委員。

**○委員（八木亮三委員）**

はい、今のところは分かりました。そうしますとちょっと消防費に戻って、9款1項4目12節の先ほどの防災行政無線操作卓のことなんですが。この更新っていうのはいろんな意味があるというか、全く丸ごと買い換えるのと、補修じゃないですけど一部補修したり入れ替えたりっていうのはあると思うんですが、これはどのようなものになるのか。例えば入れ替えるのであれば委託料じゃなくて、もう購入するっていう形になるのかなと思ったんですが、委託料になっているのはどうしてかっていうのと、これはもう現状の操作卓を扱ってるというか納入してもらった業者にもう頼むことになるのか。それとも先ほどと同じ入札になるのか、ちょっと説明をお願いします。

**○委員長（金子恵委員）**

荒木課長補佐。

**○課長補佐（荒木啓二君）**

防災行政無線の今回の分は操作卓の更新ということで、一部の更新を考えています。全体として防災行政無線の子局とかそういったものを更新する場合には全体の入れ替えになるので工事ということになります。なので、業者については今既存の委託業者の方に契約をすると考えております。

**○委員長（金子恵委員）**

他にありませんか。歳入歳出いずれでも結構です。予算書の方も含めて質疑はありませんか。いいですかね。

質疑なしと認めます。これで総務部の質疑を終わります。お疲れさまでした。

場内の時計で10時55分まで休憩します。

（休憩 10時46分～10時55分）

**○委員長（金子恵委員）**

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより住民福祉部の質疑の方に入っていきたいと思います。本案について提案理由の説明を求めます。まず住民環境課より。

細田課長。

**○住民福祉部理事（細田愛二君）**

それでは住民環境課所管分につきまして、補正予算に関する説明書に沿ってご説明をさせていただきます。まず今回の補正は、地球温暖化対策に関する補助金、それと住民係の方の会計年度任用職員の雇用に関するものでございます。説明書の8、9ページをお開き願います。まず歳入でございますが、上段の15款2項3目衛生費県補助金1節保健衛生費補助金、長崎県地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金913万9,000円につきましては、当初予算に計上しておりました太陽光発電設備等の設置助成事業に対する同補助金の追加交付でございます。

続きまして歳出でございます。14、15ページをお願いいたします。一番下になりますけれども、2款3項1目戸籍住民基本台帳費1節報酬から次のページに移りまして8節旅費までが、職員の産休、育休に伴います会計年度任用職員の雇用に係る人件費などでございます。次の18、19ページをお開き願います。上段の4款1項7目地球温暖化対策費18節負担金、補助及び交付金の脱炭素化重点対策加速化事業補助金、こちらは先ほど歳入で説明をいたしました県補助金の追加交付に伴う増額計上でございます。以上が住民環境課分に関する内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○委員長（金子恵委員）**

引き続き、福祉課の方の説明をお願いします。

川内課長。

**○福祉課長（川内佳代子君）**

皆さまおはようございます。それでは福祉課所管について補正予算に関する説明書にてご説明をいたします。歳入のみでございます。説明書の6、7ページをお開きください。14款国庫支出金2項2目1節社会福祉費補助金、障害者総合支援事業費補助金が所管でございます。歳出の2款1項9目電子計算費12節の情報システム改修業務委託に対する国の補助金でございまして、2分の1の補助でございます。令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に係る福祉介護職員の処遇改善に伴いまして、障害自立支援給付費審査システムの改修等に係る経費に対する補助でございます。以上が福祉課所管分として補正をお願いするものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○委員長（金子恵委員）**

引き続き、こども政策課の説明をお願いします。

村田課長。

**○こども政策課長（村田佳美君）**

それでは、こども政策課所管につきましてご説明させていただきます。まず歳入で

ざいますが、説明書の6、7ページをお開きください。12款1項1目1節児童福祉費負担金と13款1項2目2節児童福祉使用料は、子育てを行う多子世帯の経済的負担の軽減を図るため、令和6年4月にさかのぼって子の年齢にかかわらず生計を一にする子の年長者からカウントして第3子以降の保育料を無償化するものでございます。対象者は112名と見込んでおります。次に14款2項3目1節保健衛生費補助金がこども政策課で、産後ケア事業の拡充と多胎妊娠の妊婦健康診査費助成事業の新設による増額で、国費の負担割合は2分の1となっております。15款2項2目1節社会福祉費補助金がこども政策課で、軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業補助金は利用者の増加によるもの、次のページの医療的ケア児等訪問型レスパイト事業費補助金は事業の拡充によるもので、県費の負担割合は2分の1となっております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。16、17ページをお開きください。3款1項社会福祉費と3款2項児童福祉費がこども政策課です。3款1項2目18節負担金、補助及び交付金は、医療的ケア児等訪問型レスパイト事業費補助金として、利用者のニーズが高く、長崎県の補助金実施要綱に規定されている年間の上限時間と同じ基準への要望が強いことから、これまで利用時間を年間24時間としておりましたが令和6年度より年間96時間へ時間数の拡充を行うものでございます。19節扶助費は、軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金として、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度、中等度等の難聴児に対し補聴器購入費の一部を助成しておりますが、今年度は補聴器購入希望者が例年になく多く、予算が不足すると見込まれるため今回増額計上いたしております。3款2項1目18節負担金、補助及び交付金は、食材費の高騰により上昇する副食費の経済的負担から子育て世帯を支援するため、私立認可保育所および認定こども園に対し1カ月当たり100円を在籍児童数に乗じた額を助成するものです。財源は全額新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたします。2目児童福祉運営費は、第3子以降の保育料無償化に対する財源に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するため、財源の組み替えを行うものでございます。3目10節需用費の賄材料費は高田保育所に対する副食費助成で、私立保育所等と同様の支援を行うものです。次に4款1項3目母子衛生費がこども政策課です。12節委託料の産後ケア委託料は、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てできる支援体制の確保を目的とし、支援を必要とする人が誰でも利用しやすい事業とするため、ショートステイとデイケアの利用者負担額の軽減を行うものでございます。次に18、19ページをお開きください。19節扶助費は多胎妊娠はハイリスク妊娠であり、妊娠期に医学的管理が必要であることから通常よりも妊婦健康診査の回数が多く、経済的負担が大きいため、多胎妊婦の経済的負担の軽減を図ることを目的として新たに助成を行うものでございます。対象となる費用は、通常の妊婦健康診査14回を超えて受診したものや、妊婦健康診査時に追加で行った検査等自己負担を行ったものとしておりますが、保険が適用された費用や文書料は対象外となります。

以上がこども政策課所管として補正をお願いするものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。まず歳入の6、7ページ、ここから始めたいというふうに思います。質疑はありませんか。ここは子どもと福祉課の分が入ってます。よろしいですか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

保育料のところですが、第3子以降が無料というふうにやるということですが、これは年度途中なんです、さかのぼってになるのか、どこかの段階から、基準がどうなるのかですね、これちょっとお伺いしたいなと思います。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

令和6年の4月にさかのぼって無償化にするようにしております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。いいですか。では、8、9ページ、こちら上段の方ですね。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

軽度、中等度の難聴の子どもの補聴器助成についてなんですが、想定よりもニーズが多いということではありますが、これは何らかの考えられる要因があるのか、それとも全く分からないのか、その辺り何か見解っていうか、分かっていることがあればお伺いしたい。

○委員長（金子恵委員）

尾田係長。

○係長（尾田光洋君）

考えられる部分としましては、この補助が5年に1回ですね、耐用年数が5年として、5年経過後にまた申請できるという部分では予測できるんですけども、それ以外の部分では何名来るかというのが予測が非常に難しく、これまでの予算執行でも0件の年もあればちょっと多い年もあったということで、なかなかちょっと正確な予算見込みが難しいという状況がございます。

○委員長（金子恵委員）

今8、9ページです。他にありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

今の同じところで、例年より多かったということですが、具体的に大体何人、何件が

今年度想定されてて、例年はどのぐらいとか、概算でも結構なんですけれども、大体年間何人ぐらいが利用されてるのか。あとこれ増額分ということですけど、その補助の、ちょっとすいません存じ上げないので、内容ですよ、上限幾らで何割の補助とかちょっとそこも教えてください。

○委員長（金子恵委員）

尾田係長。

○係長（尾田光洋君）

まず実績から申し上げます。令和4年度からですね、の実績が0件、令和5年度が2件、あと5年度末に申請が来たんですけども支出としては6年度に整理されているもので今現在3件ございます。補助ですけども、購入する機器によりまして基準額が異なるんですけども、基準額の3分の2を補助する事業でございます。上限に関しては購入する機器によって基準額が定められておりますので、その3分の2ということになります。

○委員長（金子恵委員）

他に。

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

同じところですが、軽度・中等度難聴児という児というのは何歳から何歳までを対象にされてますか。

○委員長（金子恵委員）

尾田係長。

○係長（尾田光洋君）

18歳未満の児ということになっております。

○委員長（金子恵委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

そうすると、18歳未満ということで、その後その状況が続いた場合はこういう補助というのはもうないんですか。要するに成人になったとかいう人たちはもう駄目よということですかね。

○委員長（金子恵委員）

川内課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

18歳になりましたら障害者手帳を取得をしていただかないと、こちらの方の補聴器ですね、購入の補助っていうのはございません。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

藤田委員。

○委員（藤田明美委員）

同じところなんですけれども、補聴器の購入の助成ということですが、補聴器も電池ですね、確か2年か何年かに1回替えないといけないとか、その電池もすごく高額だと聞いていますが、これは補聴器だけの助成金ということでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

尾田係長。

○係長（尾田光洋君）

機器の購入費用のみで、電池だけという交換というものを計上しておりません。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいですか。では次。今8、9ページまでいったので、次もう歳出ですね。歳出の14、15ページ、ここから始めたいと思います。一番下段の方に住民環境の分があります。ここから、次の16、17ページ。質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

16、17ページの3款1項2目18節、医療的ケア児等訪問型レスパイト事業費補助金ですが、以前一般質問でも求めさせていただいて実現したのかなと思うんですが、一般質問でこのレスパイト事業の利用時間を増やせないかという質問をした際に、町長の答弁が利用時間を増やすためには看護師の確保などが必要で事業所との調整が必要というような理由で、ちょっとすぐには増やせないというような回答だったんですが、これが今時間を増やせたってということはそういう年間96時間、1人の医療的ケア児に対して看護できる体制が確認できたということなんでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

今回調整をさせていただきまして対応できる事業者がございましたので、時間数を延ばさせていただきました。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

16ページの4款1項3目の母子衛生費についてですが、委託料の産後ケア委託料ということですが、聞き漏らしたかと思いますが、その対象人数というのを教えていただきたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

これは令和6年度の見込みになりますが、ショートステイの方が6名、デイケアの方が125名を見込んでおります。

○委員長（金子恵委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

この産後ケアっていうのは、産後どれくらいの期間を産後ケアの期間と大体設定してるんですか。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

子どもが1歳未満の方です。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。では、次進みます。18、19ページ、これは上段の方ですね。こども政策課と住民環境課の分が入ってます。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

4款1項7目18節の脱炭素化重点対策加速化事業補助金についてなんですが、ご説明で当初予算の分に加えて追加ということでしたけど、その追加された理由っていうのはどういうものなのか。例えば利用を、まだ始まったばかりなんでそんなに利用はないのかなと思うんですが、何かその見込みが多くてこっちから補助金を申請したのかなのか、それとも県の方でもっとこれぐらい使えますよというような感じなのか、ちょっと経緯を少し簡単をお願いします。

○委員長（金子恵委員）

細田課長。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

今回の追加交付の理由なんですけど、県の方でも別途県の事業等とか県有施設に太陽光を乗せるということで、同じ補助金を国から補助がもらえるような計画をしてたんですけど、その中で県有施設が一部、太陽光が乗せるっていう事業を県が計画してた分がちょっと一部中断になった部分があって、その分の補助金部分を希望する市町の方に太陽光の補助として追加交付しますよっていう県から案内があって、今回手を挙げたのが県内で9市町ございまして、その中に長与町が含まれてまして、その中で県が当初使う予定だった分を人口割でそれぞれの市町に配分があったということになります。それで追加交付を受けたという形になります。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

よく分かりました。ちなみにもうその当初予算通った後、こういう補助金ありますよってというのは周知というかされてるのか、実際に申請があってるのか、ちょっと現状を伺います。

○委員長（金子恵委員）

細田課長。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

まず、申請の開始は5月23日から受け付けをしております。その23日以前からホームページと広報ながよにおいて周知をさせていただいております。で、問い合わせ等は結構たくさん頂いてるんですけども、申請受付前からです。ただ先週末時点での受付件数は太陽光発電設備の2件という状況になっております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

西田委員。

○委員（西田健委員）

ちょっと確認なんですけども、第3子の保育料無償化ということで、これはいいんですけども、私の勘違いならちょっとあれなんですけども、長崎市の方は第2子から無償化にするというあれが入ったと思うんですけども、本町においては第2子からというようなそういう検討みたいなことはされてるのでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

今回、第3子以降の無償化を検討する時に、そういった第2子についても検討させていただきましてけれども、まずは第3子からということで今回お願いしてるところでございます。

○委員長（金子恵委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

今後、まだ検討の余地はあるということでよろしいですね、検討するということですかね。第2子からとか、そういうのは。

○委員長（金子恵委員）

宮崎部長。

○住民福祉部長（宮崎伸之君）

現在のところ町としての対応につきましては、今課長が申したとおりでございます。これにつきましては国の制度がございまして、その制度以上の対応を今回していくことになっております。そういうことを含めると、まず国の制度につきましても統一した

対応していただきたいという要請をこちらの方もさせていただきたいというふうに考えておりますので、当然そういう形で検討はしていきたいという形で対応しておりますので、現在としてはこういう形からスタートさせていただきたいというふうに思っております。

**○委員長（金子恵委員）**

他にありませんか。歳入歳出いずれでも結構です。質疑はありませんか。よろしいですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で住民福祉部の質疑を終了します。お疲れさまでした。

場内の時計で11時30分まで休憩します。

（休憩 11時19分～11時29分）

**○委員長（金子恵委員）**

休憩を閉じて、委員会を再開します。

これより健康保険部の質疑に入ります。提案理由の説明を求めます。

森本課長。

**○健康保険課長（森本陽子君）**

お疲れさまです。健康保険課所管分につきまして、長与町一般会計補正予算（第2号）に関する説明書によりご説明いたします。まず歳入です。説明書の6、7ページをお開きください。14款1項2目1節保健衛生費負担金の予防接種健康被害給付費負担金は、新型コロナウイルスワクチンの副反応による健康被害への給付金に対する国庫負担です。次のページをお開きください。17款1項8目1節企業版ふるさと納税寄附金は、超音波骨量測定装置2台の購入に充当します。20款5項3目1節雑入のワクチン生産体制等緊急整備基金助成金です。特例臨時接種としての全額公費による接種が6年3月31日で終了し、6年4月1日以降の新型コロナワクチン接種は季節性インフルエンザと同様のB類疾病の予防接種法に基づく定期接種に位置付けられました。新型コロナの重症化予防を目的として秋冬に定期接種が行われ、費用は原則有料となります。定期接種の対象者は65歳以上の方および60歳から64歳で一定の障害を有する方です。整備基金助成金は、昨年末時点で3,260円と見込まれていたワクチン価格が1万1,600円程度に見直されたため、超過部分である8,300円について市町に対して助成金が支給されるものです。接種率を定期接種対象者の50%弱と見込みまして5,700人分を計上しております。なお、定期接種の対象者に該当しない方や、対象者であっても定期接種の期間外に接種を希望する方は、予防接種法に基づかない任意接種として接種を受けることができますが、接種費用は全額自己負担となります。

次に歳出です。16、17ページをお開きください。4款1項1目8節会計年度任用職員通勤手当は、育休代替職員に係るバス代相当の通勤手当です。その下の2目10節、印刷製本費は新型コロナワクチン定期接種の予診票6,000部です。12節、予防接種

委託料は新型コロナワクチン定期接種の委託料です。予防接種に係る自己負担額を2,000円と設定いたしまして、接種費用1万5,300円から差し引いた差額の1万3,300円の5,700人分を委託料として計上しております。歳入でご説明いたしましたワクチン生産体制等緊急整備基金助成金を充当します。19節、予防接種健康被害給付金は新型コロナワクチン予防接種の副反応による健康被害に対する給付金です。5年1月に接種後3日目より症状が現れ、4月に救済制度の申請書受理、6月の長与町予防接種健康被害調査委員会を経て、6年3月に国より認定が下りたものです。5年2月分からの医療に要した費用および入院通院等に必要な諸経費を計上しております。6、7ページの予防接種健康被害給付費負担金を充当します。次のページをお開きください。4款1項4目10節、消耗品費、17節、一般備品購入費は、歳入で申しあげました企業版ふるさと納税寄附金を利用して購入いたします超音波骨量測定装置2台と関連消耗品の感熱ロール紙等です。健康相談や健康教育に利用し、骨粗鬆症、骨折の予防を目指します。以上が健康保険課所管分です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。あんまりそんな多くないので。まず歳入から6、7ページ、次の8、9ページ、この4ページで質疑はありませんか。八木委員。

○委員（八木亮三委員）

歳入歳出どちらにも両方に係ることなんでもう今聞きますけれども、まず14款1項2目1節の予防接種健康被害給付費負担金ですが、内容は先ほどのご説明である程度分かったんですが、もし差し支えなければどういう具体的に健康被害なのか。そういうものをもしお示しいただけるようであれば伺いたいのと、あともう1点は先ほどの説明で現在までにかかった通院、入院等の医療費ということでしたけど、今後まだこの方は後遺症といいましょうか、そういうのが引き続きその給付が必要になりそうなのか、もし分かればお願いします。

○委員長（金子恵委員）

森本課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

疾病名といたしましては、頸部リンパ節炎脳炎という症状でした。頸部リンパ節炎という症状と脳炎という症状です。現在も通院中で、今からかかる医療費も支援をする予定です。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

費用については国費になると思うんで、今後もですね、その辺は歳入もあると思うんでいいんですが、先ほど町のワクチンの後遺症を審査するような所で、審査というかさ

れたというような何か話だったと思うんですが、実際にコロナワクチンの後遺症じゃないかみたいなことを訴える方はもっといらっしゃるんですかね。もし分かればですけども、今回は1名だけですけれども、実際の申請といいましょうか、申告というかそれはもっとあるんでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

木澤課長補佐。

○課長補佐（木澤奈津代君）

申請をいたしまして、長与町の予防接種健康被害調査委員会にかけたのは今まで3事例いらっしゃいました。今回請求されてる方は2事例目の方です。その他にも、接種後腕のしびれがあってそれがずっと続いているっていうような話をされる方はいらっしゃいますけれども、具体的にその健康被害として申請をされるんだったらこういう書類がありますよということでお渡ししてる方はいらっしゃるんですけども、その3例以外の方は申請した方はいらっしゃいません。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

今のところは分かりました。次のページの17款1項8目企業版ふるさと納税を使った超音波骨量測定器の購入についてですが、これはもう寄付して下さった企業の方が、こういう用途で使ってくれてという何か指定があって購入したものなのかっていうところと、結構金額が1台当たり100万円ぐらいになると思うんですけども、このどこかに置いてどなたでも使えるようにとか何かそういう類いのものなのか、何かその持ち運びできて健診の時とかなんかに使うのか、ちょっとその機械自体の説明も頂ければと思います。

○委員長（金子恵委員）

森本課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

企業の方から寄付金の一部を健康事業に充ててくださいということで購入を予定しております。使い方ですけども持ち運びができますので母子事業も成人事業の方も両方使いまして、母子事業の方でありましたら乳幼児健診等の場を利用し骨密度を測定することであったりとか、あと各地区のイベント参加者の骨密度を測定し個別相談を行います。あとはそれに伴って骨粗鬆症予防をテーマに講演会やグループ別の学習会を行うなどを予定しております。

○委員長（金子恵委員）

他に。

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

8ページの20款5項3目雑入の先ほどのワクチンの件ですけども、聞き逃したかな、対象が65歳以上で5,700人分ということですが、そういうことですかね。5,700人って何の対象だったですかね。

○委員長（金子恵委員）

森本課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

接種率を高齢者インフルなどを参考にいたしまして50%弱と見込んだ人数が5,700人分です。

○委員長（金子恵委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

その中には60歳から65歳未満の障害者の数も含まれているわけですか。

○委員長（金子恵委員）

森本課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

はい、含まれております。

○委員長（金子恵委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

このワクチン生産体制等のということでちょっと調べましたら、国内でコロナさまざまなワクチンを国内体制を確立するための支援ということで、その一環ということは、今回の基金助成金は今年から何年か続くものですか。それともこの1年で考えて、来年は分からないとそういうふうなことですか。

○委員長（金子恵委員）

森本課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

今の段階では、まだ未定の状態です。

○委員長（金子恵委員）

今、歳入の方ですけど他にありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

今のところと同じところなんですけど、そのワクチン生産体制等緊急整備基金というのは、名称からしても、あとちょっと内容を検索等で調べた程度ですが、何かその実際に製薬会社とかがワクチン生産するのに使う助成金とかみたいなのが書いてあったんですけど、今回それがいわゆる普通のワクチンの定期接種に使えるっていうのはどういう経緯なのか、ちょっと説明していただければと思うんですけど。その基金の内容とそれ

に合致、どういう理由で合致しているのかっていうことです。

○委員長（金子恵委員）

森本課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

自治体に対する助成で、もう一度読み上げます。昨年末時点で3,260円としていたワクチン代について1万1,600円程度に見直した。その結果昨年末時点で7,000円としていた接種費用の超過が見込まれるため、超過区分である8,300円について市町村に対し助成金を支給することにより、引き続き7,000円の自己負担で接種が行えるようにするというもので、当初からワクチン価格が随分と上がってしまいましたので、住民の方が受ける自己負担額がそれ以上大きくならないようにということで市町に対して助成をするものです。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

それは分かったんですが、それがワクチン生産体制整備にどう関連するのかっていうのがちょっとよく分からないんですけれども、ちょっとご説明をお願いします。

○委員長（金子恵委員）

森本課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

すみません、名称がこのようになってることについては私もちょっと勉強不足で分からないんですけれども、中身は自治体に対する助成金です。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

ちょっと雑入になってるので主体がよく分からないんですが、これは国が設置している基金なんですかね。どこの基金なのか、ちょっとそこが分からないんですけど。

○委員長（金子恵委員）

森本課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

国が基金管理団体というところに助成金の交付指示をしますので、上げるところを雑入にしております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

私もこの7ページの予防接種の健康被害給付の件でお伺いをしたいと思うんですが、

残念ながら一定の割合でこういった重篤な状況になってしまわれる方というのはどうしても一定数存在してしまうというので、大変お気の毒だなどは思うんですが、本町でこれまで接種した人数の中でのこうした症状に至る方の大まかな割合っていうのが分かるかどうかと、あるいは全国的にも一定いらっしゃると思うので、その辺りの割合との差というか、やっぱり何人のうち何人ぐらいがこうした副反応というものがでてしまうものなのか、この辺り分かれば教えていただきたいと思うんですけど。

○委員長（金子恵委員）

森本課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

今まで接種をされた延べ回数が14万9,385で、その中で今まで3件事例が上がってきてます。

○委員長（金子恵委員）

いいですか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

分かればで結構なんですけど、今言われたような割合というのはごくまれにこういった状態になるというふうに私も理解するんですが、これはもう全国的にも大体そのような傾向なのかっていうところ。だから全国の傾向までちょっと途中で急に言って準備もされてないかもしれないので、分からなければ結構です。いかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

森本課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

すいません、把握しておりません。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。では歳出の方に移ります。16、17ページ、下段の方です。それと次の18、19ページまで続きます。

質疑はありませんか。よろしいですか。

質疑なしと認めます。これで健康保険部の質疑を終了します。お疲れさまでした。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

議会事務局の方の質疑に入ります。提案理由の説明を。

福本課長。

○議事課長兼監査事務局長（福本美也子君）

皆さまお疲れさまです。それでは、議事課所管分の説明をさせていただきます。予算

に関する説明書の14、15ページをお願いいたします。歳出の1款1項1目議会費になります。議会のICTの推進および議会運営の効率化を目的にタブレット端末を活用した議会運営につきまして、これまで議会運営委員会において協議をいただいております。協議の結果、導入に向けての方向性が出ましたので、その結果を受けましてタブレット端末の導入、それから運用に係る必要な経費というのを今回上げさせていただいております。内容としましては大きく4つございまして、まずタブレット端末の調達、それからWi-Fi環境の整備、そして会議システムの導入、それと連絡ツールとしてのグループウェアの導入、この4つになります。節ごとに説明をさせていただきます。順序が少し前後いたしますけれども、まず17節備品購入費になりますけれども、こちらにつきましてはタブレット端末とその附属品、それからWi-Fi環境の整備としてWi-Fiルーターの購入費というものを計上いたしております。タブレット端末は台数としまして、議員用で16台それから事務局用としまして3台の計19台を購入する予定であります。サイズは13インチ程度のもので、そしてタイプといたしましては、議員用16台は屋外での利用を想定しセルラータイプを、それから事務局用3台につきましては、1台のみ議員と同じ環境のセルラータイプで、残りの2台をWi-Fiタイプということで予定をいたしております。Wi-Fi環境の整備につきましては、配線工事は行わずに今回Wi-Fiルーターを置くことでの整備を想定しております、その分のルーター3台を購入する予定といたしております。他の経費といたしまして、まず10節需用費の消耗品におきましては、タブレット端末の保護用ケースなどを想定した予算を計上いたしております。11節役務費のインターネット接続料は、タブレット端末と4階のWi-Fiに係るインターネットの通信料を計上いたしております。手数料につきましては、機器の導入時における初期設定に係る経費となります。13節使用料及び賃借料のタブレット関連システム利用料は、会議システムそれから連絡ツールとしてグループウェアを導入する予定をしておりますので、その分の利用料を計上いたしております。タブレット端末管理ツール利用料は、タブレット端末の盗難や紛失時に遠隔操作などが行える管理ツールですとか、補償サービスの使用を想定した経費を計上いたしております。18節負担金、補助及び交付金の各種講習会等負担金は、会議システムの導入に当たりまして操作に係る講習会の開催を想定しております、その分を計上いたしております。回数といたしましては、利用者講習会それから管理者講習会を各1回の開催を予定をいたしております。説明は以上となります。導入後はできるだけ最小の経費で運用するように努めてまいりたいと考えております。ご審査方よろしくをお願いいたします。

**○委員長（金子恵委員）**

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はありませんか。

西田委員。

**○委員（西田健委員）**

すいません、これは浦川議員から確認をしてくれろというふうにちょっと言われたん

です。この前の議場の中で費用対効果について試算をしているかというような浦川議員の質問に対して、課長の何て言ったかというのがよく聞こえなかったということなので、ちょっと確認をしてくださいというふうに言われたので、すいません。お願いします。

○委員長（金子恵委員）

福本課長。

○議事課長兼監査事務局長（福本美也子君）

費用対効果のところでございます。金額面の削減効果といたしましては、あまり見えてこないというふうに考えております。一応想定される削減できる経費としまして、議案等の資料に係る紙代ですとか印刷代ですね。それとかあとは郵便料ですね、議員に招集通知などを送る郵便料等ですね、こういったところが主に削減できるところかなというふうに考えておまして、その分につきましては試算の方はさせていただいておりますけれども、金額としてはあまり大きくないなというところで判断をさせていただいております。

○委員長（金子恵委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

ちょっともう1回、何が見えてこないって言われましたか、最初。

○委員長（金子恵委員）

福本課長。

○議事課長兼監査事務局長（福本美也子君）

金額の削減の効果があまり見えてこないということで考えております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

Wi-Fiを整備するということですが、これは今回購入する議員に配布されるタブレットでしか使えないのでしょうか。自前のパソコン等を使ってる人もいて、例えば併用するっていう人も出てくるかなと思うんですが、その辺りはどのような予定でしょうか。

○委員長（金子恵委員）

福本課長。

○議事課長兼監査事務局長（福本美也子君）

詳細な運用につきましてはまた今後詳細詰めていこうと思ってるんですけども、Wi-Fiにつきましては、ご自身方の自前のタブレットですとかそういったところにもWi-Fiについては使えるように設定をしたいなというふうには考えております。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

分かりました。ぜひそうしていただいた方がいいかなと思うんですが、あとこの購入費ですけれども、これは一般競争入札でしょうか。

○委員長（金子恵委員）

福本課長。

○議事課長兼監査事務局長（福本美也子君）

基本的には一般競争入札が考えられるかなと思っているんですけども、他の方法としまして、例えば町がやっている機器の共同調達ですとか、そういったところも少し検討をしているところではございます。ちょっといろいろと調べていくとですね、制限があったりとか、内容によってはあるようではございますので、一応一般競争入札ということ想定しながら他の方法についてもちょっと検討したいと考えております。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

そうですね、共同とかになれば当然他の部署の調整とかがあって、こっちだけの都合でいかないと思うんですが、そういう面からもなるべく早い方がいいと思うんですが、ちなみにこの予算がもし通った場合、いつぐらいまでに購入して運用開始予定かもお願いします。

○委員長（金子恵委員）

福本課長。

○議事課長兼監査事務局長（福本美也子君）

議会運営委員会の方で全員協議会の方で報告をされた内容といたしまして、6月に補正予算計上、それから12月議会で導入という形でのご説明があったかと思えます。ですので、それに向けて準備をしていきたいというふうに考えております。

○委員長（金子恵委員）

荒木局長。

○議会事務局長（荒木秀一君）

調達の方法のところできるだけ早くというご意見がございました。共同調達の方法として、今長崎の町村会の枠の中で参加して、スケールメリットを出した中でのコストを安く考えてますので、ちょっとその辺の具合がありますので、できるだけ早くは導入したいと考えてますけど、今しばらくちょっと時間がかかることも想定しております。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

**○委員（八木亮三委員）**

分かりました。最後に、最後のこの講習会負担金、2回行うということでしたけど、これはどういう方が講師になることなんですかね。というのは、購入して例えば発注先の人だったら使い方とかは無料で教えてくれるのかなと思ったんですけど。そういうことではなくて、何かの専門家の方に教わるのか、ちょっとどういう講師を想定しているか、予定しているかお願いします。

**○委員長（金子恵委員）**

福本課長。

**○議事課長兼監査事務局長（福本美也子君）**

今想定をさせていただいてるのは、これが会議システムについての講習会という形になりますので、言えば導入したシステムの専門家の方といいますか、そちらの方での講習という形を考えております。あてにつきましては、今、見積もりを取った段階ですので、その上での予算計上という形でさせていただいております。

**○委員長（金子恵委員）**

他にありませんか。

堤委員。

**○委員（堤理志委員）**

2点ちょっとお伺いしたいと思います。1点目は今同僚委員が言われた講習の件ですが、どちらと契約するのか分からないんですが、その契約される時に例えば契約の中にもうサービスとして説明、講習を入れてくれるということも可能なのか、そうすればこれは予算には上がってるけどもしかしたら減額になる可能性というのも出てくるんじゃないか。そういうことも検討して、少しでも安くできないかということを検討できないかというのが1点。それからもう1点が、ルーターを3カ所、3台置くということですが、ちなみにどの部屋に置くのかそこをちょっとお伺いしたい。計画してるのか。お伺いしたい。

**○委員長（金子恵委員）**

福本課長。

**○議事課長兼監査事務局長（福本美也子君）**

講習会につきましては、現在見積もりを取ったところでは有償という形になっておりますので、予算の計上をさせていただいておりますけれども、導入するシステムの次第では、経費が削減できる可能性もあるのではないかと、そこはちょっとやってみないと分からない内容でございますので今後検討していきたいと考えております。それからWi-Fiルーターの3台の設置場所につきましてですけれども、想定といたしましては、委員会室に各1台、それから事務局に1台を想定した3台でございます。ルーターでございますので、持ち運びができるということを想定いたしまして、必要に応じて議場とか、議員控室とか、そういった所に移動させて使用することができるのではないかと

いうふうを考えております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。いいですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お疲れさまでした。

これより、このまま結審に入りますので、よろしいですかね。

それでは結審に入ります。

まず、これより議案第38号令和6年度長与町一般会計補正予算（第2号）の採決を行います。

まず、討論から行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第38号の件を採決します。本案原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

本日はこれで閉会します。皆さまお疲れさまでした。

（閉会 12時07分）